

平成 28 年度 兵庫の福祉医療

< 目 次 >

○ 平成 28 年度福祉医療の概況

1 福祉医療制度の概要

(1) 老人医療費助成事業	1
(2) 重度障害者医療費助成事業	1
(3) 乳幼児等医療費助成事業	1
(4) 母子家庭等医療費給付事業	2
(5) 高齢重度障害者医療費助成事業	2
(6) こども医療費助成事業	3
(7) 市町単独事業の実施状況	3

2 福祉医療の動向

(1) 老人医療	3
(2) 重度障害者医療	4
(3) 乳幼児等医療	4
(4) 母子家庭等医療	4
(5) 高齢重度障害者医療	5
(6) こども医療	5

○ 統計表 (別途 Excel ファイル・兵庫の福祉医療(データ))

福 祉 医 療

1 福祉医療制度の概要

(1) 老人医療費助成事業

65歳以上70歳未満の老人の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率 1/2・2/3）

イ 制度の推移

75歳以上の居宅寝たきり老人を対象に昭和46年10月1日に発足した。

ウ 所得制限

住民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得を加えた額が80万円以下

エ 一部負担金

定率2割（昭和24年6月30日以前生まれで、後期高齢者医療制度の低所得区分Ⅰ（世帯員全員が住民税非課税かつ所得0）の者は1割）

(2) 重度障害者医療費助成事業

重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率 1/2）

イ 制度の推移

・身体障害者手帳1～2級該当者又は重度の知的障害者を対象に昭和48年8月1日に発足した。

・平成17年7月1日から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の一般医療を対象とし、一部負担金を導入した。

ウ 所得制限

世帯の市町村民税所得割税額の合計が23.5万円未満

エ 一部負担金

外来：1保険医療機関等あたり1日600円（低所得者は400円）を限度に月2回まで

入院：定率1割（負担限度額：1保険医療機関あたり月額2,400円 低所得者は月額1,600円）

3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は負担無し

(3) 乳幼児等医療費助成事業

乳幼児等の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率 1/2）

イ 制度の推移

1歳未満児について、医療費の自己負担額5,000円を超えるものを対象に昭和48年8月1日に発足し、昭和49年8月1日には5,000円の限度額を廃止し、全額公費負担とした。

・平成4年7月1日から、1歳未満児について所得制限を廃止した。

・平成6年7月1日から、3歳未満児にまで対象者を拡大した。

- ・平成11年7月1日から、入院について6歳未満児まで対象者を拡大した。
- ・平成13年7月1日から、通院について1割負担（上限5,000円/月）を導入の上、6歳未満児まで対象者を拡大した。
- ・平成14年7月1日から、入院・通院とも義務教育就学前にまで対象者を拡大した。
- ・平成17年7月1日から、通院の一部負担金を定額制とした。
- ・平成18年4月1日から、所得制限を緩和した。
- ・平成19年4月1日から、入院・通院とも小学3年生まで拡大した。

ウ 所得制限

0歳児 所得制限なし

1歳児～ 世帯の市町村民税所得割税額の合計が23.5万円未満

エ 一部負担金

外来：1保険医療機関等あたり1日800円（低所得者は600円）を限度に月2回まで

入院：定率1割（負担限度額：1保険医療機関あたり月額3,200円 低所得者は月額2,400円）

3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は負担無し

(4) 母子家庭等医療費給付事業

母子家庭等の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率 1/3～2/3）

イ 制度の推移

- ・母子家庭を対象に昭和54年7月1日に発足し、平成4年7月1日には父子家庭、遺児も対象とした。
- ・平成17年7月1日から、一部負担金を導入した。

ウ 所得制限

児童扶養手当法による児童扶養手当支給制度（全部支給基準）と同じ

エ 一部負担金

外来：1保険医療機関等あたり1日800円（低所得者は400円）を限度に月2回まで

入院：定率1割（負担限度額：1保険医療機関あたり月額3,200円 低所得者は月額1,600円）

3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は負担無し

(5) 高齢重度障害者医療費助成事業

高齢に加えて、重度の障害をもつ者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療の受診に伴う自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率 1/2）

イ 制度の推移

- ・老人保健制度の受給者で身体障害者手帳1～2級該当者又は重度の知的障害

者を対象に昭和 58 年 2 月 1 日に発足した。

- ・平成 17 年 7 月 1 日から、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者の一般医療を対象とし、一部負担金を導入した。

ウ 所得制限

世帯の市町村民税所得割税額の合計が 23.5 万円未満

エ 一部負担金

外来：1 保険医療機関等あたり 1 日 600 円(低所得者は 400 円)を限度に月 2 回まで。

入院：定率 1 割（負担限度額：1 保険医療機関あたり月額 2,400 円 低所得者は月額 1,600 円）

3 ヶ月を超える入院の場合、4 ヶ月目以降は負担無し

(6) こども医療費助成事業

こどもの疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額の 1/3 の額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率：入院 10/10、通院 1/2）

イ 制度の推移

- ・小学 4 年生から中学 3 年生のこどもについて、入院医療費を対象に平成 22 年 4 月 1 日に発足した。
- ・平成 23 年 10 月 1 日から、対象医療を小学 4 年生から小学 6 年生の通院医療費にも拡大した。
- ・平成 25 年 7 月 1 日から、対象医療を中学生の通院医療費にも拡大するとともに、助成を現物給付化した。

ウ 所得制限

世帯の市町村民税所得割税額の合計が 23.5 万円未満

(7) 市町単独事業の実施状況（第 7 表）

2 福祉医療の動向

(1) 老人医療

老人医療の動向は表－1 のとおりで、平成 28 年度の受給対象者は 19,852 人である。医療費は 110 億円、公費負担額は 11 億円、1 人当たり医療費は 555,362 円である。

表－1 老人医療費の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1 人当たり 医療費(円)
24	20,752	11,179,630	1,331,104	538,728
25	19,784	10,675,338	1,261,815	539,592
26	19,103	10,598,264	1,181,945	554,793
27	20,074	12,135,164	1,190,288	605,534
28	19,852	11,025,044	1,063,314	555,362

(2) 重度障害者医療

重度障害者医療の動向は表－２のとおりで、平成 28 年度の受給対象者は 44,465 人である。医療費は 611 億円、公費負担額は 68 億円、1 人当たり医療費は 1,374,760 円である。

表－２ 重度障害者医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1 人当たり 医療費(円)
24	47,348	62,202,564	7,204,566	1,313,726
25	46,996	62,218,041	7,175,900	1,323,904
26	46,206	61,860,689	6,979,182	1,338,805
27	45,041	62,042,270	6,857,735	1,377,465
28	44,465	61,128,720	6,767,561	1,374,760

(3) 乳幼児等医療

乳幼児等医療の動向は表－３のとおりで、平成 28 年度の受給対象者は 373,998 人である。医療費は 614 億円、公費負担額は 66 億円、1 人当たり医療費は 164,164 円である。

表－３ 乳幼児等医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1 人当たり 医療費(円)
24	391,963	60,735,918	6,301,220	154,953
25	385,381	59,367,681	6,103,521	154,049
26	384,024	60,566,545	6,417,039	157,716
27	380,209	62,158,786	6,615,821	163,486
28	373,998	61,396,907	6,557,543	164,164

(4) 母子家庭等医療

母子家庭等医療の動向は表－４のとおりで、平成 28 年度の受給対象者は 37,392 人である。医療費は 57 億円、公費負担額は 12 億円、1 人当たり医療費は 151,931 円である。

表－４ 母子家庭等医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1 人当たり 医療費(円)
24	100,192	12,038,288	2,463,442	120,152
25	95,240	11,557,184	2,386,563	121,349
26	62,897	8,512,222	1,751,806	135,337
27	42,417	6,413,829	1,290,076	151,208
28	37,392	5,680,992	1,160,837	151,931

(5) 高齢重度障害者医療

高齢重度障害者医療の動向は表－5のとおりで、平成28年度の受給対象者は51,696人である。医療費は1,039億円、公費負担額は37億円、1人当たり医療費は2,010,677円である。

表－5 高齢重度障害者医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1人当たり 医療費(円)
24	50,858	96,809,292	3,542,356	1,903,540
25	51,252	99,066,795	3,666,540	1,932,931
26	51,637	101,054,667	3,565,123	1,957,028
27	51,571	103,468,060	3,703,137	2,006,323
28	51,696	103,943,977	3,663,342	2,010,677

(6) こども医療

こども医療の動向は表－6のとおりで、平成28年度の受給対象者は222,414人である。医療費は196億円、公費負担額は18億円、1人当たり医療費は88,287円である。

表－6 こども医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1人当たり 医療費(円)
24	110,797	6,872,497	676,150	62,028
25	179,854	10,287,435	1,005,667	57,199
26	222,695	16,589,603	1,508,042	74,495
27	225,451	18,886,870	1,677,992	83,774
28	222,414	19,636,267	1,781,359	88,287

※平成24・25年度は通院のみを計上。

※平成25年7月から通院の対象を拡大（中学生まで）。